

令和4年度 千葉市産業用地整備支援事業 企画提案（プロポーザル）審査要領

1 目的

令和4年度 千葉市産業用地整備支援事業企画提案（プロポーザル）の審査に関する事項を次のとおり定める。

2 審査方法

- (1) 審査は、千葉市産業用地整備支援事業審査会（以下「審査会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、最優秀者を選考する。
- (2) 評価項目ごとに審査会の委員（以下「委員」という。）が評価を行い、各委員の評価点の合計が一番高い提案を行った者を最優秀者とする。
- (3) 千葉市産業用地整備支援事業の目的と大きく乖離した事業計画である場合、認定しないこともある。

3 審査基準

審査基準は、以下の各号による。

(1) 全体評価

千葉市の企業立地にかかる施策を理解し、実現性の高い事業計画、業務遂行能力、周辺環境との調和・地域住民への配慮ある提案であるかを評価する。

(2) 個別評価項目

選考にかかる評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点
1	業務遂行能力	(1) 財務状況	5点
		(2) 技術力	5点
		(3) 同種事業の実績	10点[5点×2]
2	技術提案の内容	(1) 事業の的確性	25点
		ア 地権者との同意の見込み	(10点[5点×2])
		イ 市の施策との適合性（誘致企業の業種）	(10点[5点×2])
		ウ 企業誘致の進め方	(5点)
		(2) 事業の実現性	20点
		ア 事業計画の妥当性	(10点[5点×2])
		イ 資金計画	(5点)
		ウ 企業への分譲方法（営業）の妥当性	(5点)
		(3) 関係法令の遵守状況	5点
		(4) 地域貢献度	15点
		ア 公共施設等の配置（周辺への配慮）	(5点)
		イ 地域への波及効果	(5点)
		ウ 地域への説明（計画への反映）	(5点)
		(5) 地球環境・自然環境への配慮（※）	5点
		※地球環境：脱炭素社会や持続可能な社会等に向けた視点 自然環境：計画地の周辺の生態系・景観等に向けた視点	
(6) プレゼンテーション及びヒアリング	10点		
ア プレゼンテーション	(5点)		
イ ヒアリング	(5点)		

4 審査方法

審査は、下記により行う。

- (1) 委員は、第3の項における審査基準について、5段階で審査・採点する。また、加重倍率を適用する項目には同率を乗じた点数を算出する。
- (2) 委員全員の合計点が350点以上の提案を選考対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が350点以上の場合に選考対象とする。
- (3) 各委員の点数を合計し、合計点の最も高い提案を行った者を最優秀者とする。
- (4) 最優秀者が協定締結を辞退した場合は、次に合計点の高い者と協定締結の交渉を行う。
- (5) 同点となった場合は、以下の評価手順により選考する。
 - ア 「2」以下の評価の数がより少ないこと。
 - イ 加重倍率設定項目（各評価項目のうち2倍以上の倍率が設定されている項目）の合計点がより高いこと。
 - ウ 委員の投票により、最多の票を獲得すること。
- (6) 参加申込者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 全委員中少なくとも、1人以上の委員における評価で、「1」の評価が1項目以上あった場合。
 - イ 全委員の評価で、合計して3箇所以上の項目で、「2」以下の評価があった場合。
 - ウ その他、参加申込者が事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合。
- (7) 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、企業名は最優秀者のみを公表することとし、参加申込者には別途郵送により通知する。参加申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に企業立地課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該参加申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審査会が別に定める。